

# よくある問い合わせとその回答

## 問1 指定の申請の窓口はどこになりますか。

(回答)

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等（以下「法定調査」という。）を行う区域が、一の都道府県に限られる場合には、当該都道府県が申請先になりますが、二以上の都道府県にまたがる場合には、環境省が申請先になります。

ただし、法定調査を行う事業所の所在地に応じて、環境省における担当窓口は異なります。例えば、東京と大阪に法定調査を行う事業所がある場合は複数の地方環境事務所の管轄区域にまたがって事業所を有している場合に該当しますので、申請窓口は環境省本省となります。また、大阪市に所在する事業所のみで法定調査を大阪府、京都府、兵庫県の区域で行う場合の申請窓口は近畿地方環境事務所となります。

各窓口の住所や連絡先などの詳細は、環境省ホームページ「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関」の「お問い合わせ窓口」において掲載しておりますのでご参照ください。

## 問2 指定の申請は随時受け付けていますか。

(回答)

指定の申請は、各窓口で随時受け付けております。また、必要書類の事前審査にも対応いたしますので、事前に担当窓口まで電話でご確認ください。

## 問3 指定の申請を郵送でも受け付けていますか。また、その場合に普通郵便でよいのでしょうか。

(回答)

環境大臣又は地方環境事務所長への指定の申請は、郵送でも受け付けています。指定の申請には、手数料として30,900円分の収入印紙が必要となります。環境省では、郵送時のトラブルによる申請書類や収入印紙の延着、未着、不足、紛失等に関して責任を負いかねますので、書留郵便等の追跡可能な方法による送付をお勧めしています。

なお、都道府県知事へ指定を申請する場合については、手数料額、納入方法、郵送での申請受付の可否等が異なる場合がありますので、事前に都道府県の担当窓口にお問い合わせください。

#### **問4 指定の申請と更新の申請に必要なとなる手数料はいくらですか。また、支払い方法は決まっていますか。**

(回答)

環境大臣又は地方環境事務所長へ指定を申請する際には30,900円、更新を申請する際には24,800円の手数料を収入印紙にて納付していただく必要があります。現金や銀行振込には対応しておりませんのでご注意ください。

なお、都道府県知事へ指定や更新を申請する場合には、手数料額や納入方法を事前に都道府県の担当窓口にお問い合わせください。

#### **問5 指定の更新は有効期間の満了の日の何か月前から受け付けているのですか。**

(回答)

更新の際の審査項目である経理的基礎については、直近の財務諸表により審査することとなります。直近の決算が株主総会等で確定し、現に受けている指定の有効期間の満了日の3か月前までに申請してください。したがって、更新の申請日から有効期間の満了日までの間に、決算期をまたがないように申請日を決めてください。

なお、この間に更新申請され、審査で問題が無かった場合には、有効期間の満了の日の翌日から更に5年間、指定の効力を更新します。

#### **問6 提出した指定申請書等の書類は、情報公開の対象になりますか。**

(回答)

提出された指定申請書等の書類は、指定調査機関の指定の審査にのみ使用す

るものです。提出書類のうち、法令により個人情報に該当するものは、法令に基づく場合を除き、本人の了解無く、目的外に使用されたり、情報公開されることはありません。

## **問 7 個人事業主でも指定の申請を行うことはできますか。**

(回答)

個人事業主も指定の申請を行うことはできます。ただし、添付書類には、法人でないと用意できないものがありますので、個人事業主が申請を行う場合は、申請者において代替する書類を用意していただく必要があります。

## **問 8 指定調査機関の指定を受ける際、法人登記の目的に土壌汚染調査を行うことが含まれている必要がありますか。**

(回答)

登記の目的に土壌汚染調査を行うことが含まれている必要はありません。

## **問 9 提出する登記事項証明書は写しでよいですか。**

(回答)

提出書類の信頼性を確保する観点から、3か月以内に発行された登記事項証明書の原本を提出してください。

## **問 10 設立してすぐの会社であり、まだ決算を行っていないので、申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書を提出できないのですが、どうすればよいですか。**

(回答)

会社設立時点における貸借対照表を提出していただきます。

**問 11 申請時点では債務超過となっていないものの、前事業年度の決算において債務超過であった場合、経理的基礎に係る指定基準を満たしますか。**

(回答)

指定調査機関の指定を受けるための経理的基礎に係る基準は、債務超過となっていないことです。この債務超過であるかどうかの判断は、申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表により判断します。よって、お問い合わせのケースでは、経理的基礎に係る基準を満たさないため、指定調査機関の指定を受けることができません。

**問 12 役員名簿に記載する役員を具体的に教えて下さい。また、この中に執行役員は含まれますか。**

(回答)

役員名簿に記載する役員は、会社法及び同法施行規則において役員として定義されている取締役（社外取締役を含む）、会計参与、監査役、執行役、理事、監事です。

お問い合わせの執行役員がこれらの役員に該当する場合には、役員名簿に記載していただくこととなります。

**問 13 様式 4 (2) の役員履歴の下欄の氏名は直筆である必要がありますか。また、押印の代わりに本人の署名でもよいですか。**

(回答)

氏名欄は、必ずしも手書きである必要はなく、パソコン等による入力でも構いません。記名及び押印又は本人による署名としてください。

**問 14 技術管理者とは、どのような者ですか。また、技術管理者は各事業所に配置する必要がありますか。**

(回答)

技術管理者は、指定調査機関が行う法定調査において他の者を監督する役割を担う者です。法定調査を行う事業所ごとに1名以上の常勤の技術管理者を配置する必要があります。

## **問 15 法定調査を行う事業所に技術管理者を複数名配置する場合、届け出る人数に制限はありますか。**

(回答)

人数の制限はありません。ただし、届け出ていただく必要があるのは常勤している技術管理者のみです。

## **問 16 他社からの出向者を技術管理者として配置することはできますか。**

(回答)

他社の技術管理者の資格を有する社員を出向させ、技術管理者として届け出することは、次の要件を満たしている場合に限り可能です。

要件とは、その出向者が出向先において常勤しており、かつ、その出向者の賃金を出向先が直接出向者に全額支払っているか、又は負担していることです。申請の際に、これらの要件を満たす証明書類を提出していただき、確認を受けることとなります。詳しくは指定等の手引きをご確認ください。

## **問 17 個人事業主であり、技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写しを提出できない場合、代わりにどのような書類を提出すればよいですか。**

(回答)

事業主が証明する技術管理者の常勤証明書及び技術管理者が常勤していることを確認できる任意の書類（出勤簿、給与の支払明細等）を提出してください。

## **問 18 複数の会社に勤務している者を技術管理者とすることはできますか。**

（回答）

指定調査機関の指定申請の際に届け出る技術管理者については、常勤していることが必要です。具体的には、指定調査機関の指定を申請する者が就業規則等で定めている所定労働時間での雇用契約を技術管理者と締結していることが求められます。したがって、他の会社でも勤務していたとしても、申請者のところで所定労働時間を勤務している技術管理者であれば常勤している技術管理者と認められますが、この場合、その者が他の指定調査機関で技術管理者として選任されていないことを確認する必要があります。他の指定調査機関で選任されている者や所定労働時間での勤務をしていない者の場合は常勤していると認められませんので、届け出る技術管理者としては不適切です。

## **問 19 技術管理者又は役員を変更（追加、削除等）する場合、変更する旨を届け出る必要がありますか。**

（回答）

技術管理者については、その事業所ごとの配置を変更した場合には、土壤汚染対策法第 35 条に基づき、遅滞なく変更の届出が必要です。

役員を変更した場合も、同法第 35 条に基づく変更の届出が必要です。

なお、技術管理者の配置の変更等によって業務規程の記載内容に変更が生じる場合には、あらかじめ同法第 37 条に基づく業務規程の変更の届出も必要となります。